

平成25年6月17日
まちづくり委員会資料

景観計画特定地区に係る パブリックコメントの実施について

1. 新百合丘駅周辺景観計画特定地区の景観形成基準の改正に対する意見の募集について
2. 鹿島田駅西部景観計画特定地区の指定及び景観形成方針・基準の策定に対する意見の募集について

<添付資料>

- | | |
|-------|-----------------------------------------|
| 資料1-1 | 新百合丘駅周辺及び鹿島田駅西部景観計画特定地区に係る意見の募集について |
| 資料1-2 | 都市景観形成推進施策の概要 |
| 資料2-1 | 新百合丘駅周辺景観計画特定地区における景観形成基準（屋外広告物）の見直しの経緯 |
| 資料2-2 | 新百合丘駅周辺景観計画特定地区 景観形成基準（屋外広告物）改正案概要 |
| 資料3-1 | 鹿島田駅西部地区の土地利用状況及び景観形成方針等の概要 |
| 資料3-2 | 鹿島田駅西部地区 行為の制限の概要（屋外広告物） |
| 資料4 | 今後の予定 |
| 参考資料1 | 新百合丘駅周辺景観計画特定地区における屋外広告物に関する景観形成基準（素案） |
| 参考資料2 | 鹿島田駅西部景観計画特定地区景観形成方針・基準（素案） |

新百合丘駅周辺及び鹿島田駅西部景観計画特定地区に係る意見の募集について

新百合丘駅周辺景観計画特定地区の景観形成基準の改正
に対する意見の募集について

■ 目的

新百合丘駅周辺景観計画特定地区の、景観形成方針・基準について、策定から10年以上が経過し、地域の皆様からの提言を踏まえ、地区の特性に合った、基準の見直しをすることとなりました。それにあたり、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様のご意見を募集します。

■意見の募集期間

平成25年7月1日（月）から平成25年7月31日（水）まで ※当日必着

■素案の閲覧場所

- 1 川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課
 - 2 各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー
 - 3 麻生市民館
- ※ ホームページでも内容をご覧いただけます。

■意見書の提出方法

御意見、住所、氏名、電話番号を記入し、下記の方法により、「まちづくり局 計画部景観・まちづくり支援課」に提出してください。※意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

- (1) 郵 送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課 あて
- (2) 持 参 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所隣り明治安田生命ビル7階）
- (3) F A X 044-200-0984
- (4) メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※留意事項

- 1 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的に利用せず、適正に管理します。
- 2 お寄せいただいた御意見は、平成26年2月下旬頃に、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめたホームページ等で公表する予定です。
- 3 電話での受付及び個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- 4 意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます。（個人、団体を問いません）。

■お問い合わせ

川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課 電話 044-200-3022

鹿島田駅西部景観計画特定地区の指定及び
景観形成方針・基準の策定に対する意見の募集について

■ 目的

鹿島田駅西部地区を景観計画特定地区に指定し、景観形成方針・基準を策定することとなりました。それにあたり、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様のご意見を募集します。

■意見の募集期間

平成25年7月1日（月）から平成25年7月31日（水）まで ※当日必着

■素案の閲覧場所

- 1 川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課
 - 2 各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー
 - 3 幸市民館
- ※ ホームページでも内容をご覧いただけます。

■意見書の提出方法

御意見、住所、氏名、電話番号を記入し、下記の方法により、「まちづくり局 計画部景観・まちづくり支援課」に提出してください。※意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

- (1) 郵 送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課 あて
- (2) 持 参 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所隣り明治安田生命ビル7階）
- (3) F A X 044-200-0984
- (4) メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※留意事項

- 1 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的に利用せず、適正に管理します。
- 2 お寄せいただいた御意見は、平成26年2月下旬頃に、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめたホームページ等で公表する予定です。
- 3 電話での受付及び個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- 4 意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます。（個人、団体を問いません）。

■お問い合わせ

川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課 電話 044-200-3025

法令に基づく施策実施手法

景観法に基づく施策

景観計画に基づく施策

景観計画区域(市全域)における行為の制限

関係法令: 景観法、都市景観条例
 ・市全域に行為の制限として、色彩基準を規定
 ・一定規模以上の建築等を行う場合は届出が必要
 ・基準に適合しない場合には、変更命令や罰則が可能

景観計画特定地区における行為の制限

関係法令: 景観法、都市景観条例
 ・景観計画に定めた制度
 ・建築等を行う場合は届出が必要
 ・基準に適合しない場合には、変更命令や罰則が可能
 《指定地区(2012.12時点)》
 川崎駅西口大宮町地区、新百合丘駅周辺地区、川崎駅周辺地区



地区計画区域における形態意匠制限

関係法令: 景観法、地区計画形態意匠条例
 ・形態意匠条例に掲げられた地区計画区域において建築等を行う場合は、市の認定が必要
 ・基準に適合しない場合には、変更命令や罰則が可能
 《形態意匠条例適用区域(2012.12時点)》
 港町地区、黒川実習農場地区、戸手4丁目中央地区、殿町3丁目地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区、新丸子東3丁目南部地区

都市景観条例に基づく施策

都市景観形成地区における行為の制限

関係法令: 都市景観条例
 ・地区住民等による景観形成協議会と市の協議を経て、景観形成方針・基準を策定
 ・建築等を行う場合は届出が必要
 ・基準に適合しない場合は勧告が可能
 《指定地区(2013.3時点)》
 武蔵小杉周辺地区、新川崎地区、大山街道地区、新百合山手地区、プレーメン通り地区、たちばな通地区、中原街道地区、新百合丘駅周辺地区、川崎大師表参道・仲見世地区
 * 下線の地区は、今後、景観計画特定地区に移行予定



施策の展開方針

魅力ある川崎らしい景観の実現

市全域で共通の色彩基準により、街なみから著しく突出した建築物等の進出を防ぎ、都市景観を保全・誘導する。

都市拠点の顔づくり

広域拠点等において、景観法の景観計画特定地区を定め、都市景観を保全・誘導する。

再開発、区画整理等の事業を行なう地区において、再開発促進区等の事業誘導型の地区計画制度を活用する場合には、併せて形態意匠の制限を定めて、都市景観を誘導する。

市民発意の景観形成

【一般型都市景観形成地区】
 市民が発意して、街なみのルールづくりを行なおうとする商店街や住宅地などを都市景観条例の都市景観形成地区に指定し、地区住民等による景観形成協議会と協議しながら、地域特性を活かした都市景観を誘導する。

【歴史型都市景観形成地区】
 旧街道の沿道などにおいて、市民の発意に応じて都市景観条例の都市景観形成地区に指定し、地区住民等による景観形成協議会と協議しながら、歴史を活かした沿道の都市景観を誘導する。

ガイドライン、支援、助成等

都市景観形成地区等街なみ誘導助成制度

歴史型都市景観形成地区等において、沿道に面した空地の整備、旧街道の沿道等における歴史的な雰囲気と調和した建築物の修景、既存構造物の撤去等にかかる費用の一部助成などを行う。

都市景観形成協力者表彰

都市景観施策に係る届出対象物件や、都市景観の創出・保全に係る活動を行う市民団体等のうち、市の都市景観施策に協力したものを表彰する制度

色彩デザイン提案

建築物や工作物について、デザイナーから色彩デザインについて提案を行うことで、良好な都市景観を誘導する

初動期のまちづくり支援

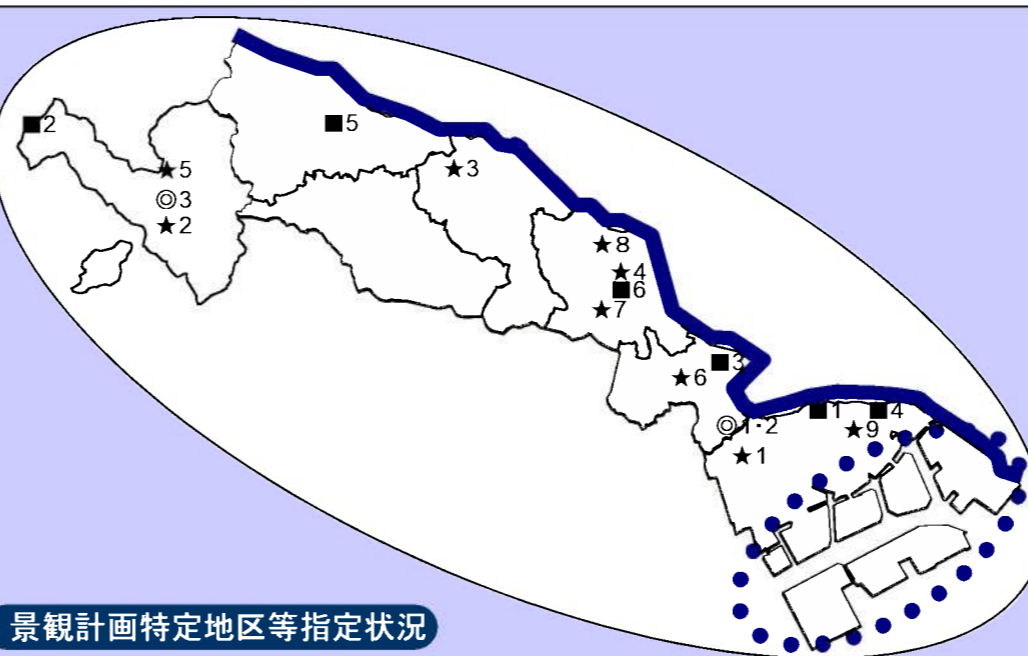
住民発意で、都市景観形成地区等の指定を目指していくなかで、市が地元コンサルタントの派遣等を行うことで、初動期段階の活動を支援する。

ガイドラインによる良好なデザインの誘導

「臨海部色彩ガイドライン」、「多摩川景観形成ガイドライン」、「殿町3丁目まちづくりガイドライン」により、臨海部及び多摩川沿いの街なみを誘導する。

公共施設のデザイン誘導

現在、公共施設のデザインについては、関係局等からの個別の協議を通じて調整しているところであるが、今後は、市内の公共施設のデザインについて共通の考え方をルール化するためガイドラインを策定中



景観計画特定地区等指定状況

景観計画特定地区

- ◎1 川崎駅西口大宮町地区
- ◎2 川崎駅周辺地区
- ◎3 新百合丘駅周辺地区

都市景観形成地区

- ★1 たちばな通地区
- ★2 新百合丘駅周辺地区
- ★3 大山街道地区
- ★4 武蔵小杉周辺地区(景観計画特定地区に移行予定)
- ★5 新百合山手地区
- ★6 新川崎地区(景観計画特定地区への移行予定)
- ★7 プレーメン通り地区
- ★8 中原街道地区
- ★9 川崎大師表参道・仲見世地区(方針・基準未策定)

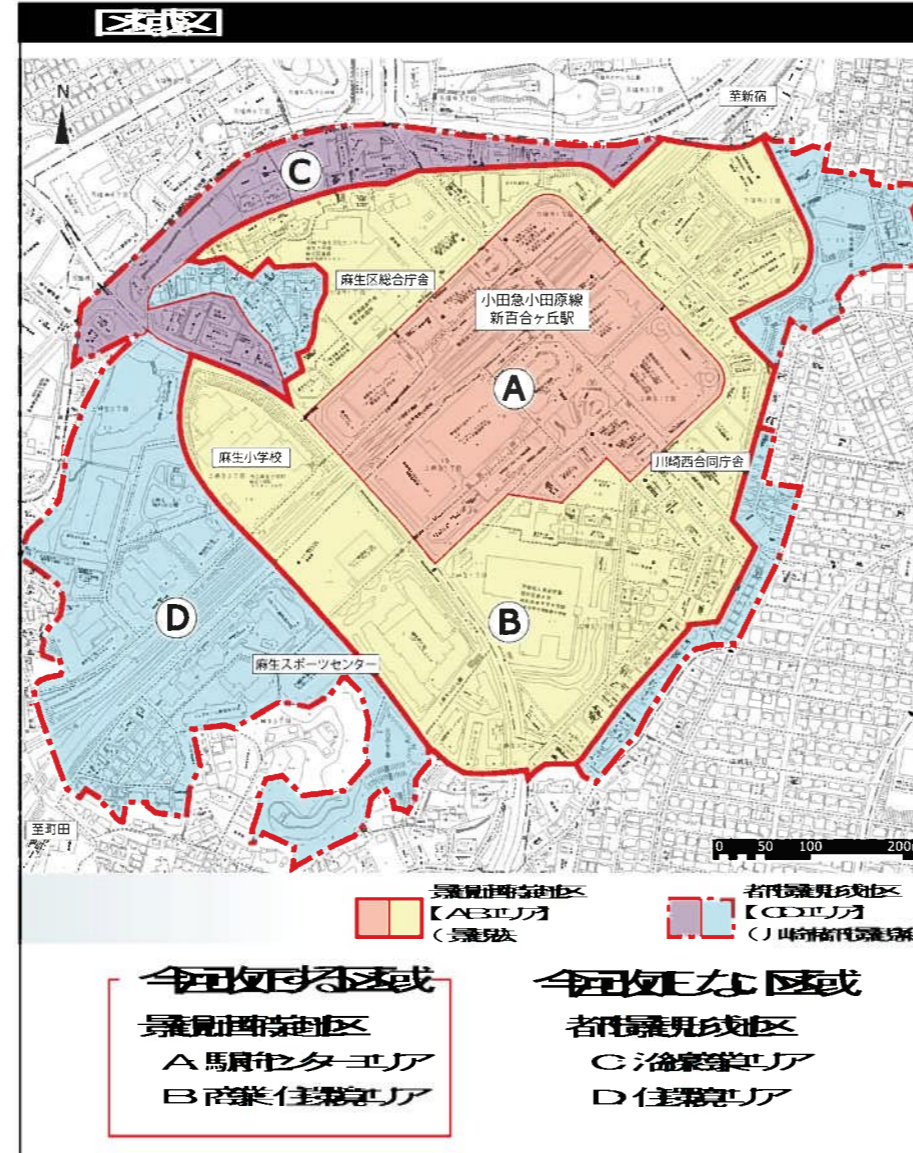
地区計画形態意匠条例指定地区

- 1 港町地区
- 2 黒川実習農場地区
- 3 戸手4丁目中央地区
- 4 殿町3丁目地区
- 5 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区
- 6 新丸子東3丁目南部地区

- 臨海部色彩ガイドライン
- 多摩川景観形成ガイドライン

景観形成見直しの背景と経緯

- S 5 2 新百合丘駅周辺土地区画整理事業の着工
- S 5 5 地元とのパートナーシップにより、景観のルール等を定める上物建設マスタープランの策定
- S 5 7 新百合丘駅周辺広域街づくり推進協議会の発足
- S 5 9 第二次上物建設マスタープラン 商業・業務マスタープランの策定
- H 6 川崎市都市景観条例の策定
- H 1 0 新百合丘駅周辺都市景観形成地区の指定 新百合丘駅周辺景観形成協議会の設立
- H 1 2 新百合丘駅周辺景観形成方針・基準の策定
- H 1 6 景観法の制定
- H 1 9 景観法に基づく川崎市景観計画の策定
- H 2 0 新百合丘駅周辺都市景観形成地区A・Bエリアを 景観計画特定地区に移行
- H 2 0～2 1 景観形成協議会による広告物現況調査
- H 2 2 景観形成協議会からの問題提起／提言 ⇒川崎市による改正についての検討及び現況調査
- H 2 3. 9 第1回連絡調整会議
- H 2 4. 1 第2回連絡調整会議
- H 2 4. 6 第3回連絡調整会議
- H 2 4. 7 都市景観審議会 中間報告 屋外広告物審議会 中間報告
- H 2 4. 8 地元権利者意見募集
- H 2 5. 1 第4回連絡調整会議
- H 2 5. 3 屋外広告物審議会 中間報告 都市景観審議会 中間報告
- H 2 5. 7頃 パブリックコメント募集予定
- H 2 5. 11頃 都市計画審議会 諮問答申予定 屋外広告物審議会 諮問答申予定 都市景観審議会 諮問答申予定
- H 2 6. 2頃 景観形成基準の告示
- H 2 6. 6頃 景観形成基準の施行 屋外広告物条例施行規則の改正予定



連絡調整協議会構成メンバー

- A地区の地権者のうち、大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗（一の建物で店舗面積10,000㎡以上）及び駅関連施設
 - ・イオンリテール株式会社
 - ・中新産業株式会社
 - ・株式会社OPA
 - ・小田急電鉄株式会社（小田急アコルデ）
 - ・小田急電鉄株式会社（新百合ヶ丘エルミロード）
- 麻生区町連
 - ・麻生区全町内・自治会連合会
- 区域内町会（A B地区）
 - ・新百合ヶ丘駅南町内会
 - ・マイシティ新ゆり町内会
 - ・新百合ヶ丘レガートプレイス管理組合
 - ・万福寺町内会
- 麻生区商連
 - ・麻生区商店街連合会
- 区域内商店会（A B地区）
 - ・新百合ヶ丘商店会
 - ・マプレ専門店街
- その他の団体
 - ・特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり
 - ・一般財団法人川崎新都心街づくり財団
 - ・学校法人神奈川映像学園
 - ・学校法人東成学園
- 新百合丘駅周辺景観形成協議会



見直しの経緯

〈新百合丘駅周辺景観形成協議会からの
行為の制限に対する問題提起／提言〉

○広告物の基準と現状の乖離

- ・新百合丘駅周辺A Bエリアの窓面広告物の現行基準は、窓に直接貼り付けず、窓面の50%まで設置可能だが、実態は基準に則っていない広告物が、見受けられる。現行基準で袖看板が制限されていることにより、窓面に掲出せざるを得ないのではないかと。設置位置、大きさ等が揃わず、雑然と掲出されている。
- ・立て看板等の設置について、現行基準では原則禁止されているが、地区内に映画大学、昭和音楽大学などがあり、文化祭、展覧会、音楽会などの行事の際の、イベント告知や、賑やかし等、案内ができず、来街者にもわかりづらい。厳しい基準で街がきれいに保たれるもの良いが、地域に合った基準ができないか。

〈川崎市の見直しの方向性〉

○窓面広告物などの基準見直し

- ・窓面広告物などについて、色彩、設置位置及び大きさなど、一定の意匠的な基準を定めることにより、景観上配慮されたものを認めていくよう見直す。
- ・立て看板、広告旗、広告幕について、期間や掲出方法などの基準を設け、掲出できるよう見直す。

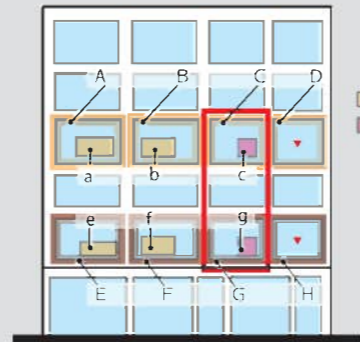
○実態に即して追加する基準など

- ・基準の策定から10年以上経過しているため、その他の広告物についても、地元の意見を伺いつつ、他の特定地区の基準を鑑み、実態に即した基準となるよう見直す。

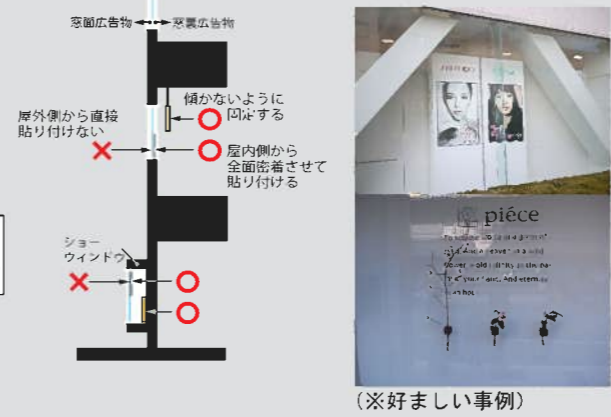
1：地区特性に応じて改正する基準

①窓面広告物等

- * 現行基準：窓に直接貼り付けず、ガラス面の面積の50%以内で屋内に自立させ設置可
- * 基準改正案：
 - 窓に直接貼り付けず、ガラス面の面積の50%以内で非常用出入口を妨げず、屋内に自立させ設置可
 - ただし、以下の条件で貼り付け可とする
 - 屋内側に直接貼り付ける場合は、広告物の高さを出来る限り統一し、ビル全体で計画した位置に、ガラス面の面積の20%以内で設置可
 - 直接貼り付けないものと貼り付けたもの合計面積はガラス面の面積の50%以内
 - 切文字式か、広告物の地色の色彩を明度4以下若しくは彩度4以下

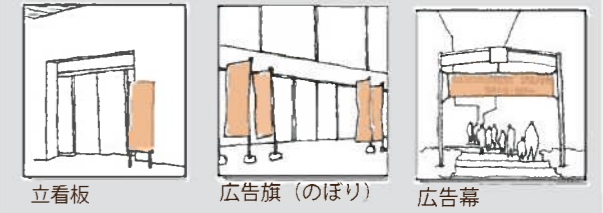


■：屋内側に直接貼り付けず、設置又は表示した広告物	■：剥がれにくい材料で全面を密着させ、かつ、広告物の高さ、幅等を統一し、建築物全体で計画した位置に揃えて設置した広告物
4階部分 c/A+B+C+D ≤ 20%	2階部分 g/E+F+G+H ≤ 20%
a+b+c/A+B+C+D ≤ 50%	e+f+g/E+F+G+H ≤ 50%



②立て看板・広告旗・広告幕

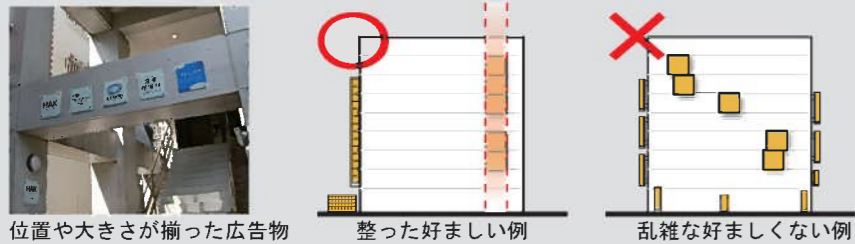
- * 現行基準：原則として設置禁止
- * 基準改正案：安全や美観に配慮し、期間を区切って設置可



2：実態に即して追加する基準

③広告物の配置

- * 広告物の乱雑な掲出を抑止する



④広告物の表示内容

- * 自家広告物に限定



⑤広告物の形状

- * 切文字の広告物にすることで、建築物と一体的な印象に



⑥広告物の照明

- * 落ち着いた夜間景観の形成



⑦広告物の色彩

- * 多色づかい、派手な色による乱雑さの抑止（下図は基準に適合した事例）

<p>使用色が3色の広告物の例 色数：3色 「地」の色彩：5R 2/4、N9 文字の色彩：N9、10B 2/6</p>	<p>明度、彩度が4以上の広告物の例 色数：2色 「地」の色彩：2.5YR5/12 文字の色彩：N1</p>	<p>明度が4以下の広告物の例 色数：2色 「地」の色彩：5PB 2/4 文字の色彩：N9</p>	<p>彩度が4以下の広告物の例 色数：3色 「地」の色彩：1G 1/3、2.5YR 2/2 文字の色彩：N9</p>
-------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------

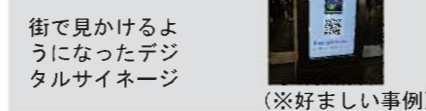
⑧広告物の文字

- * 文字の大きさ、文字数による乱雑さの抑止（下図は基準に適合した事例）

<p>文字面積40%以下で2/3以上の部分が8文字以下の広告物の例</p>	<p>文字数が8文字を超すため、文字面積20%に抑えた広告物の例</p>	<p>文字面積9/10以上を4文字、面積を50%にした広告物の例</p>	<p>4文字で、文字面積を60%にした広告物の例</p>
---------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	------------------------------

⑨映像装置

- * 設置位置、大きさ等を規制



⑩バナーフラッグ

- * 設置位置、大きさを規制



3：定義の明確化など必要な変更をする基準

⑪壁面看板

- * 掲出量、大きさ等を規制

- 歩行者デッキに接している建築物は、デッキ部分に接する階を1階とみなす
- 3階以上に設置する切文字式の壁面看板及び2階以下に設置する壁面看板については広告物の面積を2分の1とみなして換算する
- 色彩は、原則として、会社名等に係る商標登録に使用されている色彩を使用する。ただし、3階以上に設置する壁面看板の地色に使用できる色彩は、右図に掲げる範囲内とする。

⑫置看板

- * 掲出量、大きさ等を規制

- できる限り集約し、建築物の外壁から1m以内に整列させる。
- 道路敷地内に設置しない。
- 風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置する。



⑬地上設置広告物

- * 掲出量、大きさ等を規制

- できる限り集約し、設置は、建築物の主要な出入口ごとに1箇所までとする。



⑭日除けテント

- * 日除けテントに使用する色彩は、下図に掲げる範囲内とする。

⑮アーチサイン等

- 設置は、商店会等に限る
- 設置にあたっては、街の賑わいを高め、周辺環境と調和させる。



⑯電柱利用する添加看板及び巻付け看板

- * 設置しない

鹿島田駅西部地区における特定地区の指定に向けた経緯及び方向性

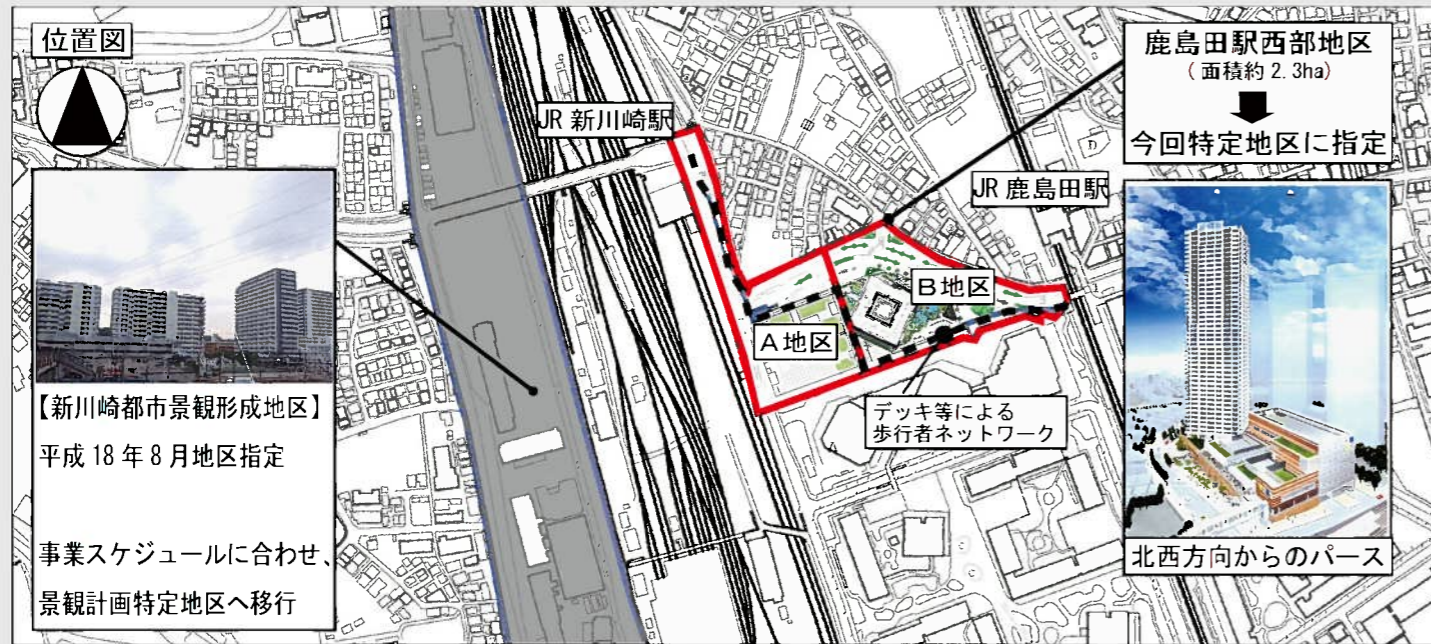
経緯

- 平成17年 鹿島田駅西部地区再開発事業
- 平成17年 鹿島田駅西部地区再開発事業
- 平成17年 鹿島田駅西部地区再開発事業
- 平成17年 鹿島田駅西部地区再開発事業
- 平成17年 鹿島田駅西部地区再開発事業
- 平成17年 鹿島田駅西部地区再開発事業
- 平成17年 鹿島田駅西部地区再開発事業
- 平成17年 鹿島田駅西部地区再開発事業

方向性

鹿島田駅西部地区では、景観形成の観点から、大規模な土地利用が推進される。今回特定地区に指定する。

鹿島田駅西部地区の土地利用状況



【土地利用】

馬場線沿線沿道デッキ整備と周辺地域からの来街者を見守る複合的な機能による複合的土地利用

【空間構成】

鹿島田駅沿線沿道デッキ整備と周辺地域からの来街者を見守る複合的な機能による複合的土地利用

【デッキの景観】

デッキ：回遊性・賑わいの促進

計画概要	A地区(生活利便施設棟)	B地区(住宅棟)
延床面積	約17,580㎡	約75,640㎡
容積率	246%	900%
階数	地下1階/地上5階	地下2階/地上47階
高さ	31m	165m(塔屋含む)
面積	約1.1ha	約1.2ha

B地区 住宅棟 (670戸)

生活利便施設棟導入施設
5階: フィットネスクラブ
4階: フィットネスクラブ
3階: 金融機関・保育施設・飲食店舗他
2階: 駐車場
1階: 商業施設(大型スーパー)

A地区 生活利便施設棟

平成24年8月本体内工事着手、平成26年度末工事完了(予定)

景観形成方針

【基本目標】

- 利便性が高い地域を形成し、生活環境を向上させることとする。
- 隣接する地域の調和のとれた景観を形成することとする。
- 2つの機能部(デッキと沿道デッキ)を形成することとする。
- 憩いと安らぎを感じさせるような景観を形成することとする。

【方針】

- 人工地帯の形成を促すための環境整備を行うこととする。
- 「群」による賑わいの創出と生活環境の向上を図ることとする。
- 落ち着いた雰囲気のある景観を形成するための環境整備を行うこととする。
- 連続的な景観を形成することで季節の移り変わりを表現することとする。

行為の制限の概要(建築物等の形態意匠の制限)

■施設計画・建築物等のデザイン

両地区共通基準

- 低層部は、開放的なデザインとし、にぎわいの演出に配慮
- 周辺の建築物との連続性に配慮した低層部のデザイン
- 圧迫感を軽減させる工夫
- 美観の持続性に考慮した質の高い素材
- バルコニーや窓の壁面の一体的なデザイン
- 付帯施設や屋外設備類は緑化等で修景し、建築物と一体的にデザイン
- オープンスペース的な空間創出
- 日除けテントは、落ち着いた色彩で全面を覆ってはならない



A地区

- ヒューマンスケールの演出
- 隣接地区からの導線と連動した質の高いデザイン
- 自然を感じさせるデザイン



B地区

- ランドマーク性を強調した、表情豊かなデザイン
- シルエット、スカイライン等への配慮
- 低層部でまとまりが感じられる街並みの演出
- ヒューマンスケールの演出、壁面の分節化



■外壁の色彩に関する制限

A地区

- 暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街なみとなるように配色を行う。



B地区

- 低層部は、暖色系のアースカラーを基調とし、中高層部は、明度が高く、彩度が低い色彩を基調とすることにより、周辺との調和に配慮した配色を行うものとする。



■民有地・照明・みどりのデザイン

民有地 敷地・通路・広場

- 統一感のあるデッキデザイン
- 公共空間と一体となった開放的な空間整備
- シンプルで洗練されたデザインの工作物
- 回遊性及び奥行きのある歩行者空間の形成



照明

- 屋外照明は、過度に点滅する照明は使用しない
- 暖かみのある光源を基調
- 光源が直接見えないように努める
- 外構デザインとの調和、夜間の景観演出



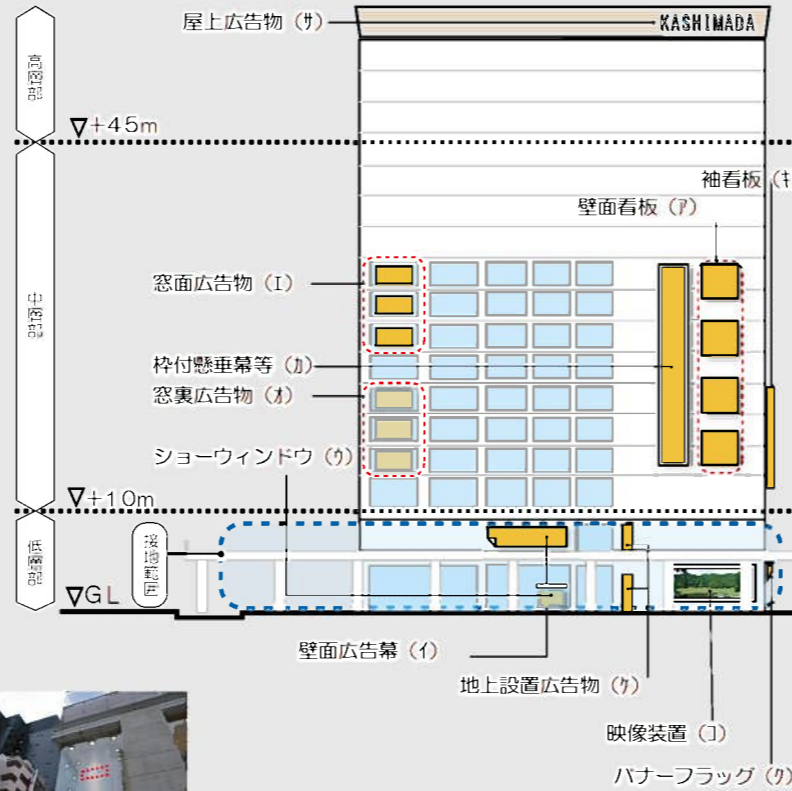
みどり

- オープンスペースは、緑化に努める
- 緑豊かな景観を創出する
- 規則的な植栽配置



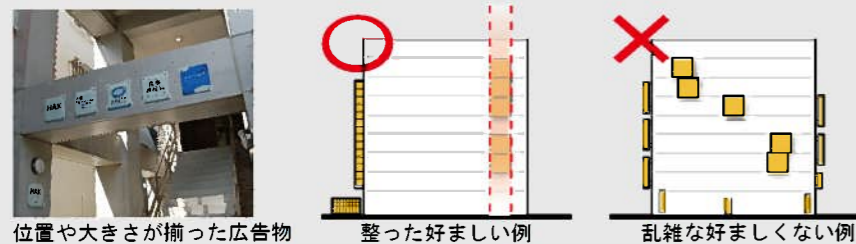
広告物の定義

- 低層部 地上10m以下の部分
- 中層部 地上10mを超え、地上45m以下の部分
- 高層部 地上45mを超える部分
- 接地範囲 地上又は歩行者デッキ（「接地面」）に接している階のうち、接地面に接している部分
- 壁面看板 建築物又は工作物（「建築物等」）の壁面に対して平面的に広告表示するものうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたもの
- 壁面広告幕 布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたもの
※壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。
- ショーウィンドウ 建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するもの
- 窓面広告物 窓の外側に広告表示するもの
- 窓裏広告物 屋内の広告物のうち、窓の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するもの
- 枠付懸垂幕等 「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるもの
- 袖看板 建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するもの
- パナーフラッグ 建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するもの
- 地上設置広告物 接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるもの
- 仮設広告物 表示期間が90日を超えないもの
※壁面に取り付けられた枠などに固定されたもので、枠の設置期間が90日を超えるものを除く。



① 広告物の配置

* 広告物の乱雑な掲出を抑止する



④ 広告物の照明

* 落ち着いた夜間景観の形成



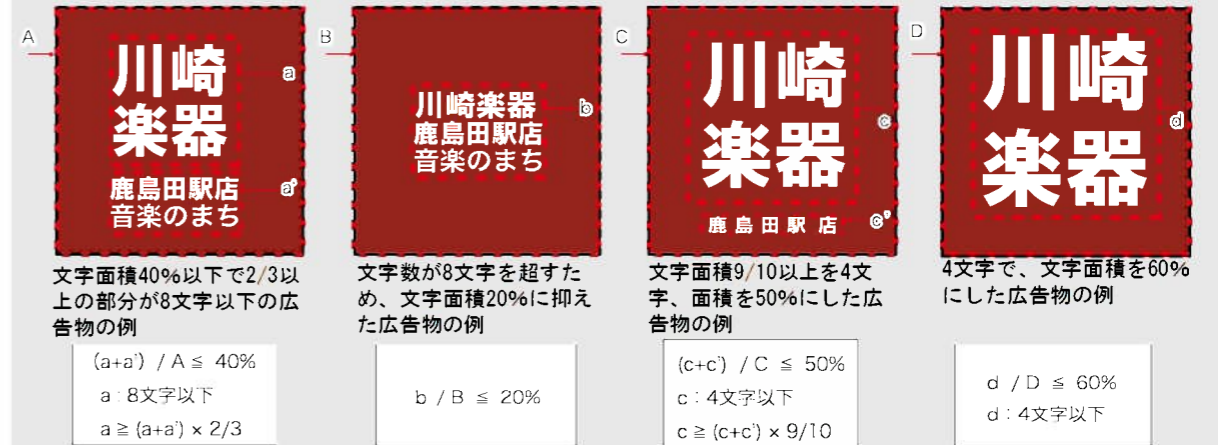
⑤ 広告物の色彩

* 多色づかい、派手な色による乱雑さの抑止（下図は基準に適合した事例）



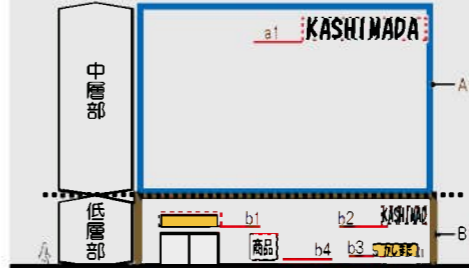
⑥ 広告物の文字

* 文字の大きさ、文字数による乱雑さの抑止（下図は基準に適合した事例）

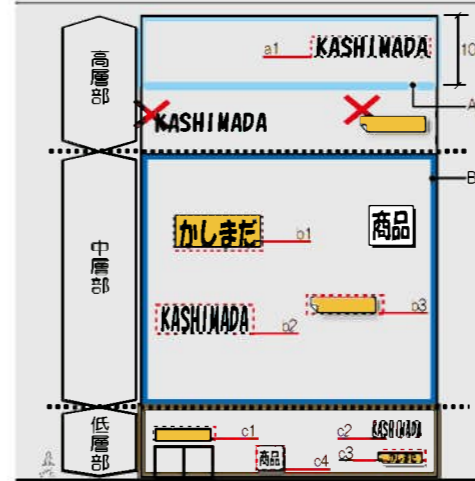


⑦ 壁面看板等（A, B 個別）

* 掲出量、大きさ等を規制



A地区
 中層部 $a1/A1 \dots \leq 5\%$
 低層部 $(b1+b2 \times 1/2 + b3+b4) / B1 \dots \leq 15\%$



B地区
 高層部 $(a1 \times 1/2) / A1 \dots \leq 15\%$
 中層部 $(b1+b2 \times 1/2 + b3) / B1 \dots \leq 5\%$
 低層部 $(c1+c2 \times 1/2 + c3+c4) / C1 \dots \leq 15\%$

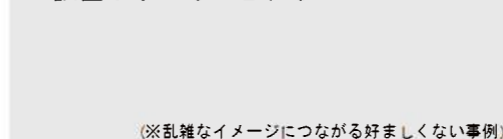
⑪ パナーフラッグ（共通）

* 設置位置、大きさ等を規制



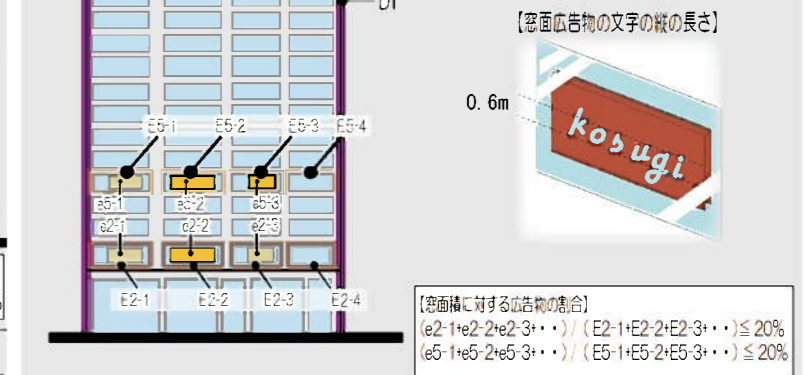
⑭ 枠付懸垂幕、置看板、立看板等（共通）

* 設置しないものとする



⑧ 窓面広告物等（共通）

* 掲出量、大きさ等を規制



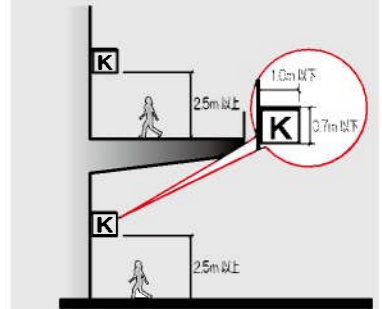
⑨ 屋上広告物（共通）

* 建物になじまない広告を制限



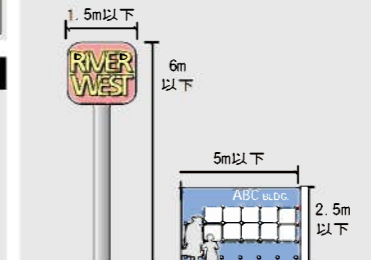
⑩ 袖看板（共通）

* 設置位置、大きさ等を規制



⑫ 地上設置広告物（共通）

* 設置位置、大きさ等を規制



⑬ 映像装置（共通）

* 設置位置、大きさ等を規制



- 平成 25 年 1 1 月 都市計画審議会、屋外広告物審議会、
～ 1 2 月頃 都市景観審議会への諮問答申
- 平成 26 年 2 月頃 新百合丘駅周辺景観計画特定地区景観形成基準の告示

鹿島田駅西部景観計画特定地区の指定及び景観形成
方針・基準の告示
- 平成 26 年 6 月頃 新百合丘駅周辺景観計画特定地区景観形成基準の施行

鹿島田駅西部景観計画特定地区景観形成方針・基準
の施行

屋外広告物条例施行規則の改正